

地域型保育事業の設備及び運営に関する基準（認可基準）【小規模保育以外の事業】

（平成26年1月24日現在の国の資料（自治体向け説明会）を基に作成）

項 目		区分	国の基準（案）				柏市の基準（案）
			家庭的保育事業	事業所内保育事業		居宅訪問型事業	
				定員 19 人以下	定員 20 人以上		
職 員 数 ・ 資 格 要 件	保育従事者	従	家庭的保育者（＋家庭的保育補助者）	小 規 模 保 育（A型, B型）と同様	保育所と同様	必要な研修を修了し，保育士，保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	同左
	職員数		0～2 歳児 3：1（補助者を置く場合 5：2）			0～2 歳児 1：1	同左
設備・面積基準	設備・面積	参	保育を行う専用居室：1 人 3.3 m ² （部屋自体は 9.9 m ² 必要）	小 規 模 保 育（A型, B型）と同様	保育所と同様 ※（注1）参照	設けない	同左
			同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭（付近の代替地可）：2 歳児 1 人 3.3 m ²				
給食（自園調理）	給食	未定	自園調理（調理業務の委託は可能） その上で，連携施設又は近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業，社会福祉施設，病院からの搬入を可能とする			保育者による調理及び食事の提供は行わないことを基本とする	同左
	設備		調理設備		調理室		
	職員		調理員（調理業務の委託を行う場合，連携施設等からの搬入を行う場合は不要）				

（注1）柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例（平成24年柏市条例第40号）第34条第2号
「乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。」

項 目	区分	国の基準（案）				柏市の基準 （案）
		家庭的保育事業	事業所内保育事業		居宅訪問型事業	
			19 人以下	20 人以上		
耐火基準	参	上乗せ規制なし	小規模保育事業を踏まえ、検討		規制なし（消火器や避難経路の確認等を求める）	同左
連携施設	未定	連携施設の設定が必要（経過措置あり）			連携施設の設定は一律には求めない （障害や疾病のある子どもの個別ケアを行う場合には、それに関するバックアップ等の形で、必ず設定を求めていくことを基本とする）	同左
連携内容	未定	①保育内容の支援 ②卒園後の受け皿 ※小規模保育事業と同様	①保育内容の支援 ②地域枠に関しては、卒園後の受け皿に係る連携施設の設定を求めることを基本とする（従業員の子どもについては、必ずしも設定を求めないこととする）	—	—	同左
嘱託医	未定	嘱託医（連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能）			—	同左

（参考）

区分	効果	備考
従うべき基準 （従）	必ず適合しなければならない基準	法令等の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容されます。
参酌すべき基準 （参）	十分参照しなければならない基準	法令等の「参酌すべき基準」を十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容されます。